

様式第1号（第6条関係）

さぬき市長 殿

申請年月日 年 月 日

東京圏U J I ターン移住支援事業補助金交付申請書

さぬき市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、移住支援金の交付を申請します。なお、本申請の審査を受けるに当たり、市長が世帯の状況及び世帯構成員の市税等の納付状況について調査することを承諾します。

1 申請者欄

ふりがな		性別	生年月日
氏名	Ⓜ		年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください。）

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない。）	人
移住支援金の種類		就業		起業		

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください。）※

別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A 誓約する	B 誓約しない
別紙2「さぬき市移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A 同意する	B 同意しない
申請日から5年以上継続してさぬき市に居住し、かつ、就業又は起業する意思について	A 意思がある	B 意思がない
（就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A 3親等以内の親族に該当しない	B 3親等以内の親族に該当する

※ 各種確認事項のBに○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

5（東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載）東京23区への在勤履歴※5年以上の在勤履歴を記載

期間（年月日～年月日）	就業先名称	就業先所在地

※ 東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援金の支給対象とならない場合があります。（移住前の勤務先を退職後、住民票を移すまでの間に、東京23区外であって移住先とは異なる都道府県において雇用保険の被保険者として雇用されていた者は原則として要件を満たしません。）

※ 雇用保険の被保険者について…常用・パート・アルバイト・派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、① 1週間の所定労働時間が20時間以上であり、② 31日以上雇用見込みがある場合には、原則として被保険者となります。

別紙1

さぬき市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項

- 1 さぬき市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金に関する報告及び立入調査を、市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 補助申請者を含む全ての世帯員は、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではありません。
- 3 以下の場合には、さぬき市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満のうちに県外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に県外の市区町村に転出した場合：半額
 - (4) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (5) 起業等スタートアップ支援補助金（地域課題解決型）交付要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額

別紙 2

さぬき市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金に係る個人情報の取扱い

香川県及びさぬき市は、さぬき市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金の実施に際して取得した個人情報について、香川県及びさぬき市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、香川県及びさぬき市は、当該個人情報について、他の都道府県及び香川県内の各市町において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県及び他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。